

議案第 87 号

さぬき市一般職の職員の給与に関する条例及びさぬき市会計年度
任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

さぬき市一般職の職員の給与に関する条例及びさぬき市会計年度任用職員の給与
及び費用弁償に関する条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治
法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決
を求める。

令和 2 年 11 月 27 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

さぬき市一般職の職員の給与に関する条例及びさぬき市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(さぬき市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 さぬき市一般職の職員の給与に関する条例（平成14年さぬき市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の110」を「100分の105」に改め、同条第3項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の110」を「100分の105」に改める。

第2条 さぬき市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に改める。

(さぬき市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 さぬき市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年さぬき市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第27条中「第21条から第23条まで及び次条に規定する」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、当該各号の規定により第19条第1項から第3項までの規定による計算をする場合の同条第4項の規定の適用については、同項中「第4条から第6条まで及び第8条の規定」とあるのは、「第4条から第6条までの規定」とする。

附則第2項及び第3項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

第4条 さぬき市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

附則第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 88 号

さぬき市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
の一部改正について

さぬき市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を別紙
のとおり改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条
第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 2 年 11 月 27 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

さぬき市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を
改正する条例

第1条 さぬき市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成
14年さぬき市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の167.5」を「100分の162.5」に改め
る。

第2条 さぬき市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部
を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の162.5」を「100分の165」に改める。

附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和
3年4月1日から施行する。

議案第 89 号

さぬき市市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

さぬき市市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 2 年 11 月 27 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

さぬき市市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 さぬき市市長等の給与及び旅費に関する条例（平成14年さぬき市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

第2条 さぬき市市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の162.5」を「100分の165」に改める。

附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

議案第90号

さぬき市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

さぬき市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和2年11月27日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 さぬき市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例（平成22年さぬき市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

第2条 さぬき市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の162.5」を「100分の165」に改める。

附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。